

横浜家庭裁判所藤沢出張所の設置を求める決議

最高裁判所に対し横浜家庭裁判所藤沢出張所を設置するよう求める。

提案理由

1 地域司法を充実させる必要性

2001年に発表された司法制度改革審議会の意見書には、「国民の期待に応える司法制度とするため、司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする」ことが謳われ、「国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）」が目標として掲げられていた。

また、同意見書には、「種々の制度改革を実りある形で実現する上でも、その直接の担い手となる法曹の質・量を大幅に拡充することは不可欠である」とも謳われ、「司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）」が目標として掲げられていた。

しかし、その後20年以上が経過した現在、裁判所及び検察庁の支部や家庭裁判所出張所、簡易裁判所等の地域における司法基盤の整備は遅々として進んでおらず、いまだ社会の期待に応える状況には至っていない。横浜地方裁判所相模原支部で合議事件を取り扱わないこと等をはじめ、地域によっては市民が司法サービスを受ける上で様々な支障が生じており、憲法第32条が保障する裁判を受ける権利の侵害ともいふべき事態さえ出現している。

2 家庭裁判所の人的・物的体制強化が求められていること

家庭裁判所は、日本国憲法の公布とともに1949年に誕生して以来、「家庭に光を、少年に愛を」、「家庭に平和を、少年に希望を」とのスローガンを掲げ、家庭の平和の維持と少年の健全な育成に貢献してきた。

司法統計によると、全国の家事事件の年間の新受件数は、2001年の59万6478件から2021年の115万372件へと、20年で2倍近く増加している。

ところが、我が国の離婚のうち、家庭裁判所を利用しない協議離婚の割合は約9割と高く、このことは家庭裁判所が国民にとっていまだ遠い存在であることを物語っている。協議離婚割合の高さは、子の養育費の不払いや貧困といった社会問題につながっており、少子高齢化社会の中で未来を背負う子どもの命を保護し健全な成長を図るためにも、家庭裁判所は国民にとってより身近な存在になる必要がある。

また、子の親権や監護権をめぐる複雑かつ困難な事件が近年急増していることに加え、児童虐待の増加が社会問題化する中、児童相談所による児童の一時保護の際、裁判所が必要性等を判断する司法審査が導入されるなど、今後、児童虐待問題への家庭裁判所のより一層の関与も求められていくものと思われる。

なお、裁判手続きのIT化が議論されているが、調停手続では傾聴と納得のプロセスが重要であり、特に複雑かつ困難な事件の適切な解決のためには、ウェブ会議ばかりでなく、家庭裁判所における対面での丁寧な審理が必要な場合も多い。

さらに、成年後見制度の利用促進は、超高齢化社会における喫緊の課題である。2017年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画は「成年後見制度の利用の促進による事件数の増加に対応できるよう、裁判所の必要な体制整備が望まれる」と記載されている。ことに成年後見制度の利用者は、高齢者や障がい者など司法アクセスに困難を有する市町民であり、より身近な地域に家庭裁判所出張所が存在することによって一層の制度利用の促進や権利擁護の実現を図ることが可能となる。また、地域連携ネットワークの構築・拡充のためには、身近な地域に存在する家庭裁判所が積極的に役割を果たすことが重要である。

以上のような社会の変化と時代の要請に応えるべく、家庭裁判所のさらなる人的・物的体制の強化が求められていることは明白である。

3 横浜家庭裁判所本庁の繁忙ぶりと審理の長期化

横浜家庭裁判所本庁の年間の家事事件新受件数は、2001年の1万9363件から2021年の4万4752件へと、過去20年で約2.3倍に増加している。上記のとおり事件数が激増した横浜家庭裁判所本庁では、待合室は混み合い、調停室の数も足りないため、審理が長期化している。横浜家庭裁判所本庁の人的・物的体制はもはや限界に達していると言える。

藤沢簡易裁判所管内の5市1町（綾瀬市・海老名市・寒川町・茅ヶ崎市・藤沢市・大和市）の人口は約120万2000人であり、横浜家庭裁判所本庁管内（藤沢簡易裁判所管内の市町+横浜市・鎌倉市）の人口約514万6000人に対する割合は、約23.3パーセントとなる。この人口割合を上記2021年の横浜家庭裁判所本庁の家事事件新受件数に乗じると、1万件以上になり、仮に、家庭裁判所出張所が藤沢簡易裁判所管内に新設された場合、他の家庭裁判所支部と遜色ない事件数を扱うことが見込まれるとともに、横浜家庭裁判所本庁の負担の軽減が期待できる。

4 藤沢簡易裁判所管内の現状

上記のとおり、藤沢簡易裁判所管内の人口は、約120万2000人に達しており、神奈川県内では横浜市・川崎市に次ぐ人口規模を有している。また、1992年の管内人口は約99万3000人であり、人口が30年間で20万人以上増加している。管内の弁護士人口も過去30年で5倍以上に増え、市町民の弁護士へのアクセスは大幅に改善された。

また、児童虐待問題などにおいて家庭裁判所と関係性のある神奈川県中央児童相談所が藤沢市内に存在するなど、家庭裁判所以外の公共的インフラも充実している。

同管内5市1町が行っている市民法律相談において離婚や相続などの家庭問題に関する相談件数も年々増えており、各自治体の統計によるとその割合は平均40%を超えている。これらのデータは、同管内の家庭をめぐる法律問題が増え、家庭裁判所への期待が高まっていることの表れである。

本来であれば120万人の人口を擁する同管内には地方裁判所・家庭裁判所の支部があつてしかるべきであるにもかかわらず、同管内には家庭裁判所の出張所すら存在せず、1947年に設置された藤沢簡易裁判所があるのみである。

そのため、同管内の市町民が横浜家庭裁判所本庁を利用する場合には、約1時間かけて行かなくてはならず、とりわけ高齢者や乳幼児を抱えた市町民にとっては大きな負担となっている。

藤沢簡易裁判所管内の5市1町の各議会が藤沢簡易裁判所への家庭裁判所出張所併設を求める意見書をいずれも採択し、藤沢市が藤沢簡易裁判所への家庭裁判所出張所併設を国に求めることを2022年施政方針にはじめて盛り込み、2023年1月には「藤沢簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所の併設を求める協議会」が藤沢市及び当会を中心に発足するなど、裁判所の利用者である市町民も同管内への家庭裁判所出張所の設置を待ち望んでいる。

5 結語

以上のとおり、地域司法の充実、とりわけ家事事件の急増にともなう家庭裁判所の人的・物的体制充実が期待されるなか、藤沢簡易裁判所管内市町民からも家庭裁判所出張所を求める声が高まっている。また、これによって、看過できない状態にある横浜家庭裁判所本庁の繁忙さと審理の長期化を改善することにもなる。

そこで、当会は、神奈川県全域において、等しく良質な司法サービスが提供されるよう、横浜家庭裁判所藤沢出張所が設置されることを強く求めるものである。

以上、決議する。

2023年3月7日

神奈川県弁護士会 臨時総会